

令和2年12月24日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第146号の概要

(船員労働統計調査の変更)

1 船員労働統計調査の概要（現行計画）

調査の目的等

我が国の船員の報酬、雇用等の実態を明らかにするとともに、船員行政の基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

調査範囲

- 第1号調査：総トン数20トン以上の船舶のうち、漁船及び特殊船以外の船舶 → 標本調査
第2号調査：総トン数20トン以上の船舶のうち、漁船 → 全数調査
第3号調査：総トン数20トン以上の船舶のうち、特殊船（引船、はしけ及び官公署船をいう。） → 全数調査

- （注）1 本調査は、調査対象となる船舶に乗り組む船員の状況等を、当該船舶を所有する者から報告を求めている。
2 日本船籍の船舶のみを対象にしており、外国船籍（パナマ、リベリア船籍等）の船舶は対象外である。

報告者数

- 第1号調査：約400隻
※ 母集団の大きさは令和2年度時点で約3,300隻
第2号調査：約1,000隻
第3号調査：約530事業所

調査系統

国土交通省－地方運輸局等－運輸支局・海事事務所－報告者
（郵送、オンライン又はFAX）

調査事項

- 第1号調査：報告者に関する事項、船舶に関する事項（総トン数、稼働日数、用途等）、船員に関する事項（職種ごとの船員数、年齢、性別、外国人か否か、経験年数、年間総労働時間、年間取得休日数、月間総労働時間、報酬等）
第2号調査：報告者に関する事項、漁船に関する事項、従業状態、船ごとの報酬額に関する事項、船員に関する事項（人員、女性・外国人船員の内数、船員ごとの給与または最低保障額等）
第3号調査：報告者に関する事項、特殊船に関する事項、船員に関する事項（職種別人数、稼働日数、報酬等）

調査期間

- 第1号調査・第3号調査：
毎年6月～8月
第2号調査：
毎年12月～翌年2月

公表期日

- 第1号調査・第3号調査：
毎年12月
第2号調査：毎年6月

2 船員労働統計調査の主な利活用状況

国民経済計算（GDP統計等）推計に係る基礎資料

- ◆ 国民経済計算の雇用者報酬の推計における基礎資料として活用。

国民経済計算の作成方法（令和2年11月 内閣府）（抄）

Ⅱ 年次推計

（ix）所得支出勘定の推計 - 2. 所得の発生勘定／第1次所得の配分勘定の推計

（1）雇用者報酬 - ①賃金・俸給 - a. 現金給与 - （a）農林水産業及び（b）公務（略）

（c）その他の産業

『国勢統計』、『労働力統計』（総務省）、『毎月勤労統計』等より、産業別（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」、「サービス業」）、四半期別に雇用者数及び一人当たり現金給与額を求め、これらに乗じて現金給与額とする。雇用者数は5年ごとの『国勢統計』を基礎資料として、中間時点を『労働力統計』の動向で補間して求める。一方、一人当たり現金給与額については『毎月勤労統計』により求める。『毎月勤労統計』の調査対象とならない運輸業の船員については、『船員労働統計』（国土交通省）等から一人当たり現金給与額及び船員数を求め、それに乗じる方法で推計する。

成長戦略における施策の推進等の基礎資料

- ◆ 「未来投資戦略2017」における、労働生産性の向上の把握に係る基礎資料として活用。

船員の働き方改革における比較データとして活用

- ◆ 「船員の働き方改革」に向けた検討のなかで、本統計による月間総労働時間を毎月勤労統計調査と比較するデータとして活用。

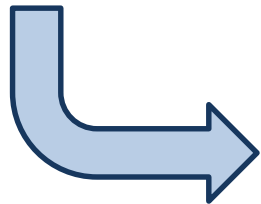
各種船員対策等施策の基礎データとして活用

- ◆ 船員に適用される特定最低賃金や処遇改善要求、船舶職員新規採用者の確保に向けた船員労働市場の動向把握・分析としての基礎データとして活用。

3 今回の主な変更内容

調査事項の変更内容

- ◆ 第1号調査では、船員が受け取る報酬の一つとして、6月に支払われた特別な報酬（賞与等）を調査事項としているが、令和元年度に実施した「船員労働統計予備調査」の結果、6月単月では全てを捕捉しきれていないことが明らかになったことから、正確な実態把握等のため、以下のとおり調査事項を変更することを計画。



変更前	変更案
特別に支払われた報酬（6月）	昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬

〈参考〉

陸上労働者を調査対象としている賃金構造基本統計調査（厚生労働省所管の基幹統計調査）においても、「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」を調査事項として設定している。

4 過去の船員労働統計調査への指摘事項

前回答申（統計審議会 諮問第316号の答申（平成19年2月9日付け統審議第2号））（抄）

(1) 一般船舶調査に関する母集団情報の的確な把握

母集団情報の劣化が懸念されるため、統計の精度の維持・向上を図る観点から、定期的に最新の母集団情報の把握及びその結果を踏まえた標本設計の見直しを行う必要がある。

(2) ニーズに対応した的確な調査事項の設定

本調査による海上労働者との統計による陸上労働者のそれぞれの労働実態を合わせることで、我が国の労働市場の全体像が明らかになると考えられることから、引き続き、船員を取り巻く労働需給の更なる変化等に的確に対応した調査事項を設定していくことが期待される。このため、船員のうち部員の労働市場における流動性の状況など、船員の労働市場の実態について陸上労働者と比較可能な形で明らかにする観点から、企業規模、学歴及び勤続年数に係る事項を把握することについて研究・検討を行う必要がある。

(3) ニーズに対応した集計・公表等

本調査は、船員の労働実態を明らかにする唯一の重要な情報となるものであるが、既存の集計内容は、行政施策上の必要性を前提として設計されていることから、広く一般に活用され得るものとなっていない。このため、統計需要への的確な対応や結果利用上の便宜等に資する観点から、更なる集計事項の充実等について検討することが必要である。

公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）（抄）

項目	具体的な措置方策等	担当府省	実施時期
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (3)働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 船員労働統計調査（第一号調査）について、平成30年度（2018年度）調査から適用する標本設計の改善効果も踏まえ、<u>事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討する。</u> ◎ 船員労働統計調査について、陸上労働者との比較可能性、労働市場の構造的変化や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、他統計との統合や一般統計調査化を含め、<u>基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討を早期に開始する。また、この結論を得るまでの間も、①調査対象者及び調査項目追加の実現可能性、②集計事項の充実、③既存調査項目の在り方、④調査体系の見直しなど、現行調査の改善を実施する。</u> 	国土交通省	<p>令和2年度(2020年度)までに結論を得る。</p> <p>基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討は、令和2年度(2020年度)までに結論を得る。この結論を得るまでの間も現行調査の改善を順次実施する。</p>

5 想定される論点

1 今回の変更事項についての論点

- ・ 調査事項の変更により利活用にどのような影響があるのか。

2 前頁の前回答申及び公的統計基本計画における課題を踏まえ、以下のような論点を想定。

(1)陸上労働者の統計との比較可能性の確保、船員労働市場の構造的変化や統計利活用ニーズを踏まえた行政記録情報の活用、他統計（例えば、賃金構造基本統計）との統合や一般統計調査化を含めた統計の在り方等の検討結果

ア 陸上労働者の統計との比較可能性、船員労働市場の構造的変化（外国籍の船舶数の増加、派遣船員の増加等）、統計利活用ニーズを踏まえ、本統計及び統計調査の目的及び位置付けをどのように整理しているのか。

イ 整理された目的を踏まえ、以下の点について、どのような検討を行い、どのような結論となったのか。

- ① 陸上労働者の統計と比較可能とすべく、調査項目及び集計項目の追加
- ② 船員法第111条に基づく業務報告等の行政記録情報の調査への活用
- ③ 基幹統計調査として引き続き実施する必要性

(2) 上記（1）の検討を踏まえ、平成30年度調査から適用した標本設計の改善効果と、事業所を単位とした標本設計の採用などについて、どのような結論となったのか。